香川県立丸亀競技場ネーミングライツスポンサー企業募集要項

1 趣旨

県資産を有効活用することにより、財源を確保し、魅力あるスポーツ事業の展開や県内のスポーツ振興のために、香川県立丸亀競技場(以下、「丸亀競技場」という。)に愛称を付与する権利(ネーミングライツ)を取得するスポンサー企業を募集するものです。

2 対象施設

- (1)名称 香川県立丸亀競技場
- (2) 所在地 丸亀市金倉町 830
- (3) ホームページ https://www.marukyou.jp/
- ※ 詳細は、別添1「施設概要」をご覧ください。

3 募集期間

令和7年10月14日(火)午前9時から同年11月14日(金)午後5時まで

4 募集の条件

(1) 対象企業

以下の条件を全て満たす企業とします。

- ・丸亀競技場の愛称付与にふさわしい企業であること。 (香川県内に事業所等(本社・支店・営業所・店舗等)を有すること。)
- ・香川県広告事業実施基準第2の2に掲げる者に該当しないこと。

香川県広告事業実施基準(抜粋)

第2 広告事業の対象範囲

- 2 次のいずれかに該当する業種又は業者に係る広告は、表示することができない。 なお、広告の表示中においてこれらに該当するに至った場合も同様とする。
- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号) 第2条に該当するもの
- (2)消費者金融に関するもの
- (3) たばこに係るもの
- (4) 法令に定めのない医療類似行為を行うもの
- (5) 県の指名停止措置を受けている者
- (6) その他県資産の性質等により広告を表示する業種又は業者として適当でない と認められるもの

(2)募集金額

年額10,000,000円以上(消費税及び地方消費税は別途)

(3)契約期間

3年以上10年以下(申込期間は1年単位とします。)

※契約期間の更新については、スポンサー企業から更新の意思表明がある場合、県と優先的に 交渉する優先交渉権があります。

(4) 愛称に係る条件

以下の条件を全て満たすものとします。

- ・県民に親しまれ、丸亀競技場にふさわしいものであること。
- ・利用者の混乱を避けるため、契約期間内の愛称の変更はできません。
- ・香川県広告事業実施要綱第4条に該当しないこと。

香川県広告事業実施要綱(抜粋)

(広告事業の対象範囲等)

- 第4条 広告の内容が、次の各号のいずれかに該当するものは、広告事業の対象としない。
- (1) 法令等に違反するもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
- (4) 政治性又は宗教性のあるもの
- (5) 個人の氏名を広告するもの
- (6) 社会問題その他についての主義又は主張に当たるもの
- (7) 当該広告の内容について県が推奨している等、県民の誤解を招くもの又はそのおそれのあるもの
- (8) その他県資産の性質等により表示することが適当でないと認められるもの

(5) 愛称表示に伴う費用負担等

愛称表示の施設設置看板(4箇所以内)の設置を希望する場合は、愛称使用開始時期以降、スポンサー企業が安全性を確認したうえで施工するものとし、それに要する費用は、ネーミングライツ料とは別にスポンサー企業の負担とします。ただし、看板の重量や形状、仕様、設置箇所等によっては、ご希望に添えない場合や、香川県屋外広告物条例等に基づき、一定の制約がかかる場合があるため、事前に県と協議のうえ施工をお願いします。(前スポンサーの施設設置看板については、令和7年8月31日までに撤去を完了しています。)

また、期間終了後の原状回復についても、事前に県と協議し、スポンサー企業が安全性を確認したうえで施工するものとし、それに要する費用はスポンサー企業の負担とします。

なお、施設内案内表示、道路案内表示及び県ホームページの修正は、県の負担により県が実施しますが、愛称使用開始までに修正が完了しない場合があります。

(6) 愛称使用開始時期

令和8年1月(予定)

5 申込方法

申込書に必要書類を添付のうえ、3の募集期間内に以下の提出先まで郵送又は持参してください。郵送の場合、令和7年11月14日(金)必着とします。また、持参の場合は、香川県の休日を定める条例(平成元年香川県条例第1号)第1条に規定する県の休日を除く、午前9時から午後5時までとします。

<提出先>

〒760-8582 高松市天神前6番1号 天神前分庁舎4階 香川県教育委員会事務局保健体育課 総務・施設グループ

6 提出書類

- 申込書
- ・会社概要及び直近3ヵ年の決算書 (貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書等の財務諸表)
- ・登記事項証明書(個人事業主の場合は、住民票の写し)
- ・香川県の県税(すべての税目)に滞納がないことを証する書類(香川県指定様式)
- ・法人税(個人事業主の場合は申告所得税)、消費税及び地方消費税に未納の税額のない旨の証明書(納税証明書その3の3(法人)、その3の2(個人))
- ・地域貢献や社会貢献の実績及び今後の計画に関する資料(任意様式)

7 選定方法等

(1)選定方法

応募企業から提出された書類の内容について、別添2の審査基準に基づいて審査し、スポンサー企業を選定します。ただし、応募に適当なものがなかった場合には、スポンサー企業を決定しないことがあります。

(2)選定結果の通知

選定後、すべての応募者に文書で通知するとともに、選定されたスポンサー企業は県ホームページ等で発表します。

8 その他

(1) 指定管理者との協議

丸亀競技場は指定管理者制度を導入していることから、愛称決定後、ネーミングライツ導入に 関し必要な事項について、スポンサー企業、指定管理者及び県との間で協議することとします。

(2) 愛称の周知・定着

県は、決定された名称については、速やかに報道機関への資料配布等を通じて周知を図るものとします。また、愛称使用期間中においては、丸亀競技場において自らが実施する行事等の開催にあたっては、愛称を使用します。ただし、利用者の混乱を避けるため、条例で規定している名称を愛称に併記する場合があります。

(3) 愛称使用 (表示) の制限

国際的な大会の開催時等は、愛称の使用(表示)が制限される場合があります。

9 問い合わせ先

香川県教育委員会事務局保健体育課 総務・施設グループ

電話:087-832-3761 FAX:087-806-0235

メールアドレス: hokentaiiku@pref. kagawa. lg. jp

申 込 書

令和 年 月 日

円 (消費税及び地方消費税別途)

香川県教育委員会教育長 殿

愛

称 案

年額

申込金額

【申込者】

住所又は所在地 商号又は名称 代表者職・氏名

香川県立丸亀競技場ネーミングライツスポンサー企業募集要項の規定に基づき、次のとおり関係書類を添えて申し込みます。

契約期間	年間			
応募の動機				
会 社 名				
所在地(本店)				
代 表 者				
業種				
業務内容				
県内の事業所 (本店が県外の 場合のみ記載)	事業所名			
	所在地			
	代表者氏名			
·声 - 幼 仕	担当者氏名			
	部署・役職			
連 絡 先	電話		FAX	
	E-mail			•